

「乳幼児用玩具」（3歳未満向け玩具）とは

- 乳幼児用玩具とは、
 - ①遊戯に使用することを目的として設計したもの（玩具であるもの）であって
 - ②出生後36月未満の乳幼児用のもの

＜乳幼児用玩具の規定（消費生活用製品安全法施行令別表第1）＞

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

主として家庭において

- **病院、保育所等で使用されるために特別に設計された乳幼児用玩具は、規制の対象外。**
管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設での使用が目的のため、規制の必要はないとの趣旨によるもの。
- 他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用玩具であっても、それが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものであれば、規制の対象とする。
- デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用玩具は、その使用の態様は家庭における場合と同様であるため、規制の対象とする。

出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したもの

- 出生後36月未満の乳幼児の玩具での窒息による死亡、指の挟み込みによる後遺症を残しかねない切り傷やうっ血、突き刺し等の重傷事故が繰り返し発生していることから、**特に安全を確保すべき出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具のみを規制の対象とする。**
- したがって、通常**出生後36月以上の子供の遊戯に使用することを目的として設計された玩具は、規制の対象としない。**

- 3歳未満の遊戯に加え、他の用途にも使用できる機能を有するもの（複合品）は、以下の整理とする。
 - イ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるもの
 - 乳幼児用玩具と認められる部分のみを規制の対象とする
 - ロ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品
 - 乳幼児用の遊戯用と認められる機能を有するものは、乳幼児用玩具として規制の対象とする
 - ※ただし、デザインの一環として動物、キャラクター等のマスコット、ぬいぐるみ等が用いられているだけであって、他の用途に使用されるものであることが明らかなものについては、規制の対象とはしない。

<複合品について>

イ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるもの	
(例) <u>ぬいぐるみ付きおしゃぶり</u> →おしゃぶりは規制対象外のため、ぬいぐるみ部分のみが規制対象となる。	
ロ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品	
<規制対象とする>	<規制対象としない>
(例) <u>ピアノ鍵盤付き36月未満向け絵本</u> →純粋な書籍ではなく、乳幼児が指で押したり、音を出したりすることができる遊戯用と認められる機能を有する出生後36月未満向けの絵本	(例) <u>キャラクターのマスコット付き椅子</u> →人が座る用途で使用するものであることが明らかであり、マスコットは製品のデザインの一環として用いられていると認められるもの
(例) <u>ボタン・ハンドル付きベビーゲート</u> →純粋なベビーゲートではなく、乳幼児が指で押したり、掴んで操作することができる遊戯用と認められる機能を有する出生後36月未満向けのベビーゲート	(例) <u>ぬいぐるみ付きポシェット</u> →ものを入れて持ち歩く用途で使用するものであることが明らかであり、ぬいぐるみ部分はデザインの一環として用いられていると認められるもの

- 「遊戯に使用することを目的として設計したもの」には様々な製品が想定されるところ、解釈通達において、規制の対象にはあたらない製品の具体例を示している。

＜乳幼児用玩具として規制する製品に当たらないもの（解釈通達）＞

除外①：出生後36月未満の乳幼児に使用されることを目的として設計することが想定されないため、規制の対象としないもの

- 除外①に該当するものであっても、構造等から出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うもの（※）は、規制の対象とする。
（※）例えば、「対象年齢0歳」と表示すること、その製品で遊んでいる赤ちゃんの写真を伴う広告とともに販売すること、「赤ちゃんから遊べます」などと説明書に記載をすること等

除外②：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、ほかの安全性に係る確認をする方が適切であると考えられるため、規制の対象としないもの

除外③：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、その使用目的、構造等から規制の対象としないもの

- 除外②、③に該当するものは、出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、消費生活用製品安全法で規定する乳幼児用玩具としない。

除外①：3歳未満向けの設計が想定されないもの

イ 高度なパズル（100ピース以上あるもの、絵柄がないもの等）

ロ 凧その他骨組に布等を貼り付け風力により空に揚げるもの

ハ スーパーボールその他弾性率が高い合成樹脂等の小球

ニ ビー玉、おはじきその他指先ではじき当てることにより遊ぶもの

ホ スリング、カタパルト、パチンコその他弾丸を飛ばすことにより使用するもの

ヘ 金属の先端がついたダーツセットその他先端の鋭い発射体が用いられるもの

ト インラインスケート、ローラースケートその他靴底に小車輪の付いたもの

チ 出生後36月以上の一般消費者が使用することを目的として設計された模型キット、手工芸品、人形、ぬいぐるみ、バルーン、ペンライト、ストラップ、スタンプ等

リ ビデオ玩具その他有線で又は無線でテレビ等に接続し、画像等を表示させ、コントローラー等を操作することにより遊ぶもの（モニタ、プロジェクタ、ディスプレイ等の呼称や放送受信機器の有無を問わない。ただし、出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計したと認められるコントローラー等が附属するものは規制の対象とする。）

※除外①に該当するものであっても、構造等から3歳未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うもの（※）は、規制の対象とする。

（※）例えば、「対象年齢0歳」と表示すること、その製品で遊んでいる赤ちゃんの写真を伴う広告とともに販売すること、「赤ちゃんから遊べます」などと説明書に記載をすること等

除外②：ほかの安全性に係る確認をする方が適当なもの(1/2)

乳幼児用玩具

イ 自転車、三輪車、四輪車、スケートボード、キックスケーターその他車輪を備え移動に使用するもの（一時的に屋外でも使用できることとされる製品であって、防水性能等の屋外での長期の使用に耐える機能が認められないものについては、移動用とは認められず、乗用玩具として出生後36月末満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

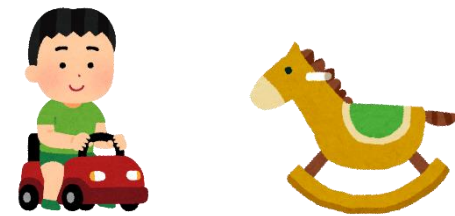
〈規制対象としない〉

- 自転車、三輪車、四輪車、スケートボード、キックスケーター



〈規制対象とする〉

- 出生後36月末満向けの乗用玩具（一時的に外で使用できるものを含む）

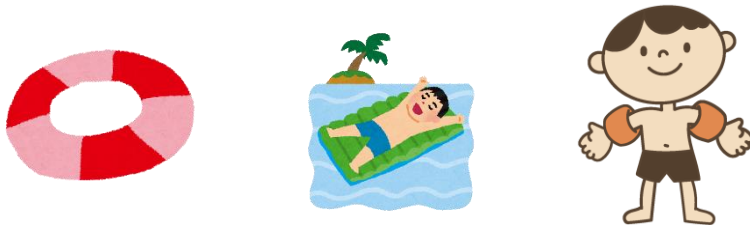


ロ 浮き輪、水上玩具その他浮力を利用して乳幼児の身体の全部又は一部を支えるもの（乳幼児の体に取り付ける形状であるかどうかに関わらず、ベッド、ボート等の形状で乳幼児が上に乗ることができる構造のものを含む。ただし、乳幼児が身に着ける又は上に乗るための構造が認められず、投げて遊ぶものと認められるビニールボールで、出生後36月末満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ハ ゴーグル、シュノーケル、足ひれその他水泳を補助するために使用するもの

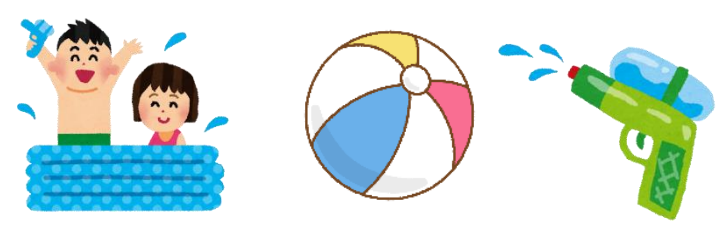
〈規制対象としない〉

- 浮き輪、首浮き輪、フロートベッド、アームリング



〈規制対象とする〉

- 出生後36月末満向けのビニールボール、プール用の玩具



ニ ぶらんこ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、トランポリンその他大型器具（屋内外の使用は問わず、乳幼児が全身を使ってぶら下がる、滑り落ちる等の不安定な動きをすることが想定されるものを規制の対象外とし、乳幼児が寝転んで遊ぶベビージム、上に座って遊ぶ乗用玩具等で、出生後36月末満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

除外②：ほかの安全性に係る確認をする方が適当なもの(2/2)

乳幼児用玩具

ホ 乳幼児の体に取り付け、体を預ける構造である歩行器（乳幼児が手で押すことにより遊ぶものである手押し車、ワゴン等で、出生後36月末満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ヘ 乳幼児が吸い付くためのニップルを含む構造であるおしゃぶり（乳幼児に吸い付かせることが明らかに意図される構造であるものを規制の対象外とし、歯固めのように、乳幼児が噛むこともできるが、握る、投げる、又は音を鳴らす等の動作を促して遊ぶことに使用されることが想定されるもので、出生後36月末満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ト 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第2条に規定する「食品」であるもの（食品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは食品とはみなさない。食品を除いた部分が出生後36月末満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）

チ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する「医薬品」、「医薬部外品」又は「化粧品」であるもの（入浴剤に内蔵される人形のように、医薬部外品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは医薬部外品とはみなさない。医薬部外品を除いた部分が出生後36月末満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）

リ 花火、雷管

（トの例）お菓子コーナーに売られているフィギュア



- フィギュア部分は玩具として規制の対象（除外①「チ」により、フィギュアは出生後36月末満の乳幼児が使用することを目的として設計されたもののみ規制対象）
- 菓子部分は除外②「ト」により規制対象外

（トの例）宝石部分がキャンディでできた指輪のおもちゃ



- 指輪部分は玩具として規制の対象（除外③「ヘ」による）
- キャンディ部分は除外②「ト」により規制対象外

（チの例）ミニカーが内包された入浴剤



- ミニカー部分は玩具として規制の対象（除外①「チ」により、ミニカーは出生後36月末満の乳幼児が使用することを目的として設計されたもののみ規制対象）
- 入浴剤部分は除外②「チ」により規制対象外

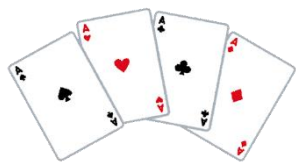
除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(1/3)

乳幼児用玩具

イ 書籍、雑誌、カードその他文字若しくは絵図等により情報を伝達する、又は知識を習得させるもの（布、木材等の素材により触感を楽しませるもの、電子的にディスプレイに文字若しくは絵図等を表示するもの又は音響装置その他の機構を有するものは、これに当たらない。）

〈規制対象としない〉

- 紙でできた仕掛け絵本、一般的なトレーディングカード



〈イに当たらない〉

- 本として販売していても、触感や音を楽しませる機能が付随（例）フェルト等の布で作られたもの、小部品やマグネットを含むもの、ボタンを押すと光るもの、ボタンを押すと音楽が流れるもの
- 木製や布製のカード

ロ 鉛筆、消しゴム、画用紙その他文字若しくは絵図等を描く、若しくは消すことにより情報を記録すること、又はこれを補助するもの（単純な紙製のぬり絵、折紙等は規制の対象としない。ただし、文房具として販売されるものであっても、当該文房具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

〈規制対象としない〉

- 塗り絵、折り紙
- 遊び要素のある消しゴム
（※香り付きやキャラクターのイラスト付きなどの性質を持つものであっても、消しゴムとしての機能が認められるものは規制対象外）
- マスコット付きボールペン
（複合品「ロ」のたとおり、デザインの一環としてマスコットが付されているだけの場合は規制対象外）

〈ロに当たらない〉

- 消しゴムでできたフィギュアのうち、消しゴムとしての機能が認められないもの
- 水で描いて消せるおえかき製品
- 磁石タイプのお絵かきボード

除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(2/3)

乳幼児用玩具

ハ テニスラケット、サッカーボール、卓球ボール、ゴルフボールその他スポーツ競技のために使用するもの（プラスチック製のバッドその他スポーツ用具を模しているだけであって、競技用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

ニ ピアノ、バイオリンその他音楽を演奏するために使用するもの（楽器を模しているだけであって、音楽の演奏用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

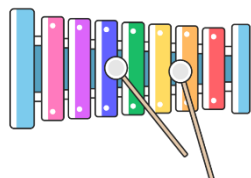
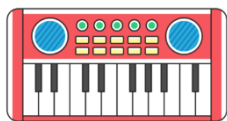
ホ （後述）

〈規制対象としない〉

- 競技のために使用されるスポーツ用具



- 音楽を演奏するための楽器であるもの



〈ハに当たらない〉

- スポーツ競技に使用するための十分な機能がないスポーツ用具を模した製品
（例）玩具店に陳列される遊戯用のラケットとスポンジでできたボール



〈ニに当たらない〉

- 演奏に使用するための十分な機能がない、又は、演奏用には不要な機能が附属する楽器を模した製品
（例）玩具店に陳列される遊戯用のプラスチック製の小さな太鼓、鍵盤のライトアップ機能やマイクを模した遊具が附属するピアノ、動物の鳴き声等が電子的に流れる仕掛けのあるギター

除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(3/3)

乳幼児用玩具

へ 宝石や貴金属等が用いられているジュエリー又は礼装用の装身具（礼装用等に該当しない指輪、ネックレス、髪飾り等は、これに当たらない。）

ト 靴、帽子、マフラーその他衣類（実用的な用途よりもむしろ行事、イベント等において仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、出生後36月末満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

〈規制対象としない〉

- 礼装用の装身具（お宮参り用の着物、髪飾り等）
- キャラクターになりきるようなデザインであるパジャマ

〈規制対象とする〉

- 実用的な用途よりもむしろ、仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、出生後36月末満向け
（例）パーティーグッズとして出生後36月末満を対象に販売されているドレス、アクセサリ

ホ 椅子、机その他家具として使用するもの（家具を模しているだけであって、家具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

チ キッチン用品、装飾用品、インテリア雑貨その他居住のために用いられる生活雑貨

リ インテリア、その他室内外を装飾するもの（壁掛けに適した形状であるなど、飾ることを目的としていることが明らかであるものに限る。）

〈規制対象としない〉

- 室内外の飾り用であり、遊戯用ではないもの
（例）風鈴、クリスマスツリー、キャラクターの形を模したルームライト
- デザインの一環としてマスコットが付されているだけの食器、家具
（複合品「ロ」）
（例）マスコット付きの食器、動物の形を模した椅子

〈チに当たらない〉

- 製品本来の用途よりもむしろ、遊戯用として設計されたもの
（例）色鮮やかでインテリアにもなる積み木